

「山口県障害福祉サービス実施計画（第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画）」の策定について

1 現行計画の進捗状況について

(1) 成果目標の達成状況

※達成率70%未満を白抜きで表示

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標項目	年度	第6期			達成率
		R 3	R 4	R 5	
地域生活移行者数（累計） （R2.3（2,171人）の1.9%以上を移行） ※数値は年度末時点	目標	(14)	(27)	41	53.7%
	実績	14	22		
施設入所者数の削減（累計） （R2.3（2,171人）の1.8%を削減） ※数値は年度末時点	目標	(13)	(26)	40	120.0%
	実績	35	48		

※（ ）は、目標%を3で除し、経過年を乗じた値で推移した場合の目安値

<現状分析>

施設入所者の高齢化・重度化により地域生活移行者数は目標を下回っており、移行支援の充実を図っていく必要がある。
施設入所者数の削減は計画を上回っている。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標項目	年度	第6期			達成率
		R 3	R 4	R 5	
精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とします	目標	—	—	316	100.6%
	実績	312	317.9		
令和5年度末の1年以上の長期在院者数2,855人を目標値（平成26年(3,906人)比27%減(▲1,051人)）として削減します	目標	(352)	(703)	2,855人 ▲1,051人	42.6%
	実績	3,496人 ▲410人	3,458人 ▲448人		
令和5年度の入院後3ヶ月時点の退院率を56%以上とします （H30年度48.6%から7.4%上昇）	目標	(51.1)	(53.5)	56.0%	—
	実績	調査中	調査中		
令和5年度の入院後6か月時点の退院率を74%以上とします （H30年度69.6%から4.4%上昇）	目標	(71.1)	(72.5)	74.0%	—
	実績	調査中	調査中		
令和5年度の入院後1年時点の退院率を85%以上とします （H30年度78.7%から6.3%上昇）	目標	(80.8)	(82.9)	85.0%	—
	実績	調査中	調査中		

※（ ）は、目標%を3で除し、経過年を乗じた値で推移した場合の目安値

<現状分析>

1年以上の長期在院者数(削減数)は目標を下回っており、引き続き、長期入院患者の退院への意欲喚起や退院後に地域で安心して生活できる支援体制の構築に努める必要がある。

③ 地域生活支援拠点が有する機能の充実

目標項目	年度	第6期			達成率
		R 3	R 4	R 5	
地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、令和5年度末までに各市町に少なくとも1つを整備することとし、整備に向けた取組を支援します。 また、各市町において、単独で整備が困難な場合には、各圏域単位で整備することを検討します。	目標	—	—	19	84.2%
	実績	15	16		
地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。	県	1/1	1/1		100.0%
	市町	12/19	11/19		57.9%

<現状分析>

市町における地域生活支援拠点等の整備は進んできており、地域生活支援の機能の充実を図るため、市町の整備状況や運用及び検証・検討状況の共有や意見交換の機会を通じて、市町の取組を支援していく必要がある。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

目標項目	年度	第6期			達成率
		R 3	R 4	R 5	
令和5年度中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.4倍以上とします。（令和元年度：161人）	目標	(183)	(204)	226人	50.4%
	実績	151人	114人		
令和5年度中の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.52倍以上とします。（令和元年度：82人）	目標	(96)	(111)	125人	43.2%
	実績	81人	54人		
令和5年度中の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.57倍以上とします。（令和元年度：23人）	目標	(27)	(32)	36人	61.1%
	実績	28人	22人		
令和5年度中の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.31倍以上とします。（令和元年度：49人）	目標	(54)	(59)	64人	56.3%
	実績	41人	36人		
令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合を7割以上とします。	目標	—	—	70.0%	35.1%
	実績	24.6%	調査中		
令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。	目標	—	—	70.0%	95.3%
	実績	66.7%	調査中		

※（ ）は、目標%を3で除し、経過年を乗じた値で推移した場合の目安値

<現状分析>

一般就労が促進された結果、一般就労を目指す利用者数は減少傾向にあるが、引き続き、一般就労を目指す意欲喚起や実習先の確保・開拓に努める必要がある。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

目標項目	年度	第2期			達成率
		R 3	R 4	R 5	
令和5年度末までに各市町に児童発達支援センターを1カ所以上の設置することとし、設置に向けた取組を支援します。 また、各市町において、単独で整備が困難な場合は、各圏域単位で整備することを検討します。	目標	-	-	19	73.7%
	実績	14	14		
令和5年度末までに各市町に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとし、体制構築に向けた取組を支援します。 また、各市町において、単独で整備が困難な場合は、各圏域単位で整備することを検討します。	目標	-	-	19	100.0%
	実績	18	19		
令和5年度末までに、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保します。	目標	-	-	体制確保	達成
	実績	未	体制確保		
令和5年度末までに各市町に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保することとし、確保に向けた取組を支援します。 また、各市町において、単独で整備が困難な場合は、各圏域単位で整備することを検討します。	目標	-	-	19	52.6%
	実績	9	10		
令和5年度末までに各市町に主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保することとし、確保に向けた取組を支援します。 また、各市町において、単独で整備が困難な場合は、各圏域単位で整備することを検討します。	目標	-	-	19	47.4%
	実績	9	9		
医療的ケア児の支援のため、令和5年度末までに県、各圏域及び各市町において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による情報共有や協議の場を設置します。	県	1/1	1/1		100.0%
	圏域	8/8	8/8		100.0%
	市町	19/19	19/19		100.0%
令和5年度末までに、各市町において、医療的ケア児等に関するコーディネーターが配置されるよう支援します。 また、地域での対応困難事例への助言や情報共有を図るため、県にコーディネーターを配置します。	県	未	配置済		達成
	市町	17/19	18/19		94.7%

<現状分析>

障害児支援の提供体制の整備等については、概ね目標を達成している。

重症心身障害児を支援する事業所を確保している市町は、令和2年度(4市町)から着実に整備が進んでいるが、引き続き、体制整備に向けた取組を進めていく必要がある。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

目標項目	年度	第6期			達成率
		R 3	R 4	R 5	
令和5年度末までに、各市町又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制が確保されるよう支援します。	市町	県は以下の市町の取組等を支援			—

<市町の取組内容> (令和4年度実績)

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 11市町計 167件
- ・地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施 12市町計 186件
- ・地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施 18市町計 321回

<現状分析>

第6期計画において新たな目標とされた項目について、各市町における取組が進められているところであるが、今後、一層の相談支援体制の強化が図られるよう、市町において地域における中核的な役割を担う基幹相談支援センターによる取組の充実が図られるよう、県においても支援していく必要がある。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

目標項目	年度	第6期			達成率
		R 3	R 4	R 5	
令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。	県市町	以下の取組等を通じて実施			—

<市町及び県の取組内容例> (令和4年度実績)

①市町

県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修の活用及び市町職員の参加
15市町計 56人参加

②県

県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有
共有回数 133回

<現状分析>

第6期計画において新たな目標とされた項目について、各市町及び県における取組が進められているところであり、引き続き、取組を進めていく必要がある。

(2) 活動指標* の進捗状況

※活動指標：成果目標を達成させるために必要な量等

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用者数

項目	年度	第6期		
		R 3	R 4	R 5
地域移行支援の利用者数	見込	12人	18人	24人
	実績	7人	5人	
地域定着支援の利用者数	見込	18人	23人	30人
	実績	35人	27人	
共同生活援助の利用者数	見込	448人	469人	487人
	実績	633人	627人	
自立生活援助の利用者数	見込	7人	11人	13人
	実績	1人	2人	

イ 精神病床からの退院患者の退院先別の人数

項目	年度	第6期		
		R 3	R 4	R 5
在宅	見込	180人	190人	200人
	実績	169人	160人	
他院の精神病床	見込	10人	10人	10人
	実績	8人	16人	
自院の精神病床以外の病床	見込	5人	5人	5人
	実績	0人	5人	
他院の精神病床以外の病床	見込	70人	70人	70人
	実績	65人	85人	
障害福祉施設	見込	25人	25人	25人
	実績	17人	29人	
介護施設	見込	45人	45人	45人
	実績	55人	38人	

② 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	年度	第6期		
		R 3	R 4	R 5
地域生活支援拠点等の設置市町数	見込	15	15	19
	実績	16	16	
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に 向けた検証及び検討の年間の実施回数	見込	1回	1回	1回
	実績	12回	11回	

③ 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち一般就労への移行者数

項目	年度	第6期		
		R 3	R 4	R 5
就労移行支援事業	見込	103人	110人	125人
	実績	81人	54人	
就労継続支援A型事業	見込	26人	28人	36人
	実績	28人	22人	
就労継続支援B型事業	見込	52人	56人	64人
	実績	41人	36人	
障害者に対する委託訓練事業等の受講者数	見込	13人	13人	13人
	実績	10人	8人	
福祉施設から公共職業安定所へ誘導する利 用者数	見込	143人	143人	143人
	実績	204人	176人	
福祉施設から障害者就業・生活支援セン ターへ誘導する利用者数	見込	87人	87人	87人
	実績	70人	77人	
公共職業安定所の支援を受けて就職する者 の数	見込	83人	83人	83人
	実績	105人	72人	

④ 障害児支援の提供体制の整備等

項目	年度	第2期		
		R 3	R 4	R 5
医療的ケア児コーディネーターの配置人数 (県)	見込	2人	2人	2人
	実績	0人	3人	
医療的ケア児コーディネーターの配置人数 (市町)	見込	51人	58人	70人
	実績	59人	67人	

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

項目	年度	第6期		
		R 3	R 4	R 5
相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣件数	見込	16回	16回	16回
	実績	1回	9回	
主任相談支援専門員養成研修の修了者数	見込	20人	20人	20人
	実績	26人	16人	

⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	年度	第6期		
		R 3	R 4	R 5
県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業所等に対する指導監査の結果の関係自治体との共有回数	見込	200回	200回	200回
	実績	122回	133回	

⑦ 発達障害者又は発達障害児に対する支援

項目	年度	第6期		
		R 3	R 4	R 5
発達障害者支援地域協議会の開催（県）	見込	1回	1回	1回
	実績	1回	1回	
発達障害者支援センターによる相談支援（県）	見込	1,900件	1,950件	2,000件
	実績	2,166件	2,631件	
発達障害者支援センター等による関係機関への助言（県）	見込	120件	140件	160件
	実績	352件	318件	
発達障害者支援センター等の外部機関や地域住民への研修、啓発（県）	見込	160件	165件	170件
	実績	107件	151件	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（市町）	見込	365人	385人	430人
	実績	451人	597人	
ペアレントメンターの人数（市町）	見込	100人	108人	120人
	実績	97人	108人	
ピアサポートの活動への参加人数（市町）	見込	997人	1,040人	1,092人
	実績	1,176人	2,574人	

⑧ 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

項目	年度	第2期		
		R 3	R 4	R 5
保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児受入人数（市町）	見込	1,668人	1,720人	1,783人
	実績	1,939人	2,142人	

(3) 指定障害福祉サービス等の必要量の見込と実績

指定障害福祉サービス等の必要量の見込等		年度	第6期			実績/見込
			R 3	R 4	R 5	
指定障害福祉サービス	①訪問系サービス	計 (月平均利用人数)	見込 1,576 実績 1,443	1,602 1,444	1,633	90.1%
		居宅介護 (月平均利用人数)	見込 1,265 実績 1,178	1,280 1,172	1,294	91.6%
		重度訪問介護 (月平均利用人数)	見込 61 実績 54	63 58	69	92.1%
		同行援護 (月平均利用人数)	見込 241 実績 210	247 214	255	86.6%
		行動援護 (月平均利用人数)	見込 8 実績 1	11 1	14	9.1%
		重度障害者等包括支援 (月平均利用人数)	見込 1 実績 0	1 0	1	0.0%
	②日中活動系サービス	生活介護 (月平均利用人数)	見込 3,810 実績 3,667	3,858 3,669	3,904	95.1%
		自立訓練(機能訓練) (月平均利用人数)	見込 17 実績 8	17 7	21	41.2%
		自立訓練(生活訓練) ※宿泊型含む。 (月平均利用人数)	見込 244 実績 220	251 212	254	84.5%
		療養介護 (月平均利用人数)	見込 270 実績 269	273 269	275	98.5%
		就労移行支援 (月平均利用人数)	見込 289 実績 255	312 213	336	68.3%
		就労継続支援(A型) (月平均利用人数)	見込 587 実績 582	609 656	632	107.7%
		就労継続支援(B型) (月平均利用人数)	見込 3,544 実績 3,666	3,632 3,810	3,720	104.9%
		就労定着支援 (月平均利用人数)	見込 142 実績 104	154 110	171	71.4%
		短期入所 (月平均利用人数)	見込 477 実績 266	499 267	521	53.5%
		③居住系サービス	自立生活援助 (月平均利用人数)	見込 8 実績 3	11 4	14
	共同生活援助(GH) (月平均利用人数)		見込 1,441 実績 1,441	1,504 1,518	1,570	100.9%
	施設入所支援 (月平均利用人数)		見込 2,171 実績 2,136	2,159 2,123	2,143	98.3%
	④指定相談支援	計画相談支援 (月平均利用人数)	見込 2,297 実績 2,417	2,382 2,461	2,467	103.3%
		地域移行支援 (月平均利用人数)	見込 16 実績 3	24 3	30	12.5%
		地域定着支援 (月平均利用人数)	見込 29 実績 23	34 17	42	50.0%

(4) 指定障害児支援の必要量の見込と実績

指定障害児支援の必要量の見込等			年度	第2期			実績/見込
				R 3	R 4	R 5	
指定障害児支援	①通所支援	福祉型児童発達支援 (月平均利用人数)	見込	989	1,020	1,049	123.0%
			実績	1,096	1,255		
		医療型児童発達支援 (月平均利用人数)	見込	8	9	11	77.8%
			実績	5	7		
	放課後等デイサービス (月平均利用人数)	見込	2,350	2,456	2,563	106.8%	
		実績	2,430	2,623			
	保育所等訪問支援 (月平均利用人数)	見込	87	98	109	107.1%	
		実績	70	105			
	②訪問支援	居宅訪問型児童発達支援 (月平均利用人数)	見込	9	11	14	0.0%
			実績	0	0		
	③入所支援	福祉型障害児入所支援 (月平均利用人数)	見込	55	59	57	42.4%
			実績	54	25		
		医療型障害児入所支援 (月平均利用人数)	見込	40	43	43	79.1%
			実績	44	34		
④相談支援	障害児相談支援 (月平均利用人数)	見込	957	1,036	1,118	102.4%	
		実績	982	1,061			

2 国の基本指針改定について

成果目標及び活動指標に盛り込むこととされた主な新規項目は以下のとおり。

(1) 成果目標

- ①施設入所者の地域生活への移行
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③地域生活支援の充実
 - ・強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等
 - ・県に医療的ケア児支援センターを設置
 - ・県において障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置
- ⑥相談支援体制の充実・強化等
 - ・協議会において地域サービス基盤の開発・改善等
- ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(2) 活動指標

- ①障害福祉サービス、相談支援
- ②障害児支援
 - ・医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④地域生活支援の充実
- ⑤発達障害者等に対する支援
- ⑥精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ⑦相談支援体制の充実・強化等
 - ・基幹相談支援センターの設置
 - ・協議会における地域のサービスの開発・改善
- ⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
 - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
 - ・相談支援専門員等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数

3 新計画の概要について

成果目標

国の基本指針に示されている成果目標を踏まえ、以下の項目について、市町が設定する目標数値の積み上げ等により、県目標数値（「成果目標」）を設定する。

① 施設入所者の地域生活への移行

国指針

- ・地域移行者数：R 4 年度末施設入所者の 6 % 以上〔第 6 期：6 % 以上〕
- ・施設入所者数：R 4 年度末の 5 % 以上削減〔第 6 期：1. 6 % 以上〕

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国指針

- ・精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数：
3 2 5. 3 日 以上〔第 6 期：3 1 6 日以上〕
- ・精神病床の 1 年以上入院患者数（6 5 歳以上、6 5 歳未満）
- ・精神病床の早期退院率：3 か月後 6 8. 9 % 以上〔第 6 期：6 9 % 以上〕
6 か月後 8 4. 5 % 以上〔第 6 期：8 6 % 以上〕
1 年後 9 1. 0 % 以上〔第 6 期：9 2 % 以上〕

③ 地域生活支援の充実

国指針

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討
- ・強度行動障害を有する障害者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める【新規】

④ 福祉施設から一般就労への移行等

国指針

- ・一般就労への移行者数：R 3 年度の 1. 2 8 倍 以上〔第 6 期：1. 2 7 倍以上〕
うち、就労移行支援事業：1. 3 1 倍 以上〔第 6 期：1. 3 倍以上〕
就労継続支援 A 型：1. 2 9 倍 以上〔第 6 期：1. 2 6 倍以上〕
就労継続支援 B 型：1. 2 8 倍 以上〔第 6 期：1. 2 3 倍以上〕
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上【新規】
- ・地域の就労支援のネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数：R 3 年度の 1. 4 1 倍以上【新規】
- ・就労定着率が 7 割以上の就労定着支援事業所を全体の 2 割 5 分以上

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

国指針

- ・ 児童発達支援センターを各市町村(又は各圏域)に少なくとも1カ所以上設置
- ・ 全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築
- ・ 難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域1カ所以上確保
- ・ 医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・ 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

国指針

- ・ 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
【新規】

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国指針

- ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築

障害福祉サービス等

(1) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要量の見込み

国の基本指針に示されている以下の項目について、市町が設定する見込量の積み上げ等により、第1章で定める「成果目標」を達成するために必要な見込量(「活動指標」)を設定する。

国指針

①障害福祉サービス、相談支援

- ・ 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
- ・ 日中活動系サービス(生活介護等)の利用者数、利用日数
- ・ 居住支援・施設系サービス(共同生活援助等)の利用者数
- ・ 相談支援サービス(計画相談支援)の利用者数

②障害児支援

- ・ 障害児通所支援の利用児童数、利用日数(市町)
- ・ 障害児入所支援の利用児童数
- ・ 障害児相談支援等の利用児童数(市町)
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数(県・市町)

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 障害者に対する職業訓練の受講者数
- ・ 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- ・ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- ・ 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

④地域生活支援の充実

- ・ 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数（市町）
- ・ 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数（市町）

⑤発達障害者等に対する支援

- ・ 発達障害者地域支援協議会の開催回数
- ・ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- ・ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- ・ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ・ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（市町）
- ・ ペアレントメンターの人数（市町）
- ・ ピアサポートの活動への参加人数（市町）

⑥精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（市町）
- ・ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（市町）
- ・ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設及び評価の実施回数（市町）
- ・ 精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用者数
- ・ 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

⑦相談支援体制の充実・強化等

- ・ 基幹相談支援センターの設置（市町）【新規】
- ・ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（市町）
- ・ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（市町）
- ・ 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（市町）
- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善（市町）【新規】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・ 県が実施する障害福祉サービスに係る研修等への市町職員の参加人数（市町）
- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有体制等（市町）
- ・ 指導監査結果の適正な実施と結果の関係市町との共有体制等（県・市町）
- ・ 県による相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新規】
- ・ 県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新規】

(2) 指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

国の基本指針に即して設定する。

国指針

地域生活移行者数、入所者数の削減目標を踏まえつつ、真に必要と判断されるものを勘案して設定する。また、障害児の必要定員総数については、入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行を図ることを考慮して設定する。

(3) 指定障害福祉サービス等の必要な見込量の確保のための方策等

国の基本指針を踏まえて記載する。

国指針

指定障害福祉サービス等支援の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び指定障害福祉サービス等支援の事業者は、指定障害福祉サービス等支援に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価等を総合的に推進することが重要である。

地域生活支援事業の実施に関する事項

県が実施する地域生活支援事業について、第1章で定める「成果目標」の達成に資するよう、地域の実情に応じて実施する事業の内容等について記載する。

その他自立支援給付等及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

国の基本指針に則して、必要な事項について記載する。

国指針

- ・ 障害者等に対する虐待の防止
- ・ 意思決定支援の促進
- ・ 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- ・ 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進【新規】
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の確保に向けた取組や事業所における研修等の充実